

札幌市民ギャラリー条例の一部を改正する条例案
令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市民ギャラリー条例の一部を改正する条例

札幌市民ギャラリー条例（昭和56年条例第36号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

種別	単位	美術作品の展覧会又は展示会を行う場合		その他の展示会等の催物で営利営業を目的とするものを行う場合	
		展示作品の販売を行わないもの	展示作品の販売を行うもの		
第1展示室	1日につき	17,300円	69,100円	78,600円	
第2展示室から第5展示室まで1展示室につき	A室	A室からE室まで各室1日につき	3,200円	12,600円	14,200円
	B室				
	C室				
	D室				
	E室				
予備展示室	1日につき	4,700円	15,700円	18,800円	
展示ホール1		3,500円	14,300円	16,300円	
展示ホール2		2,300円	9,500円	10,700円	

(2) 別表備考3中「及び本表以外の室を使用する場合の使用料」を削る。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

札幌市民ギャラリーの使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。